

ゼロカーボン北海道上川地方推進本部設置要綱

第1 目的

2050年までに温室効果ガス排出量と森林等による吸収量の均衡を図りながら、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、地域の実情に合わせた取組を局内関係課が機動的に連携して進めるため、ゼロカーボン北海道上川地方推進本部（以下「上川地方推進本部」という。）を設置する。

第2 所掌事務

上川地方推進本部は、地域の気候変動対策に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 気候変動対策の推進・促進に係る総合調整
- (2) 気候変動対策に係る市町村や各種団体等の相談や取組に係る局内の連携・調整
- (3) 局内における気候変動対策の取組の連携・調整
- (4) その他地域の気候変動対策の推進のために必要な事項

第3 構成

- 1 上川地方推進本部は、本部長、副本部長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 本部長には局長を、副本部長には副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）をもって充てる。

第4 運営

- 1 会議は本部長が召集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5 事務局

上川地方推進本部の事務局は、上川地域ゼロカーボン推進室に置く。

第6 時限

上川地方推進本部は、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、上川地方推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

別表

「上川地方推進本部」構成員
(ゼロカーボン北海道上川地方推進本部設置要綱第3の1関係)

区 分	職 名
本部長	総合振興局長
副本部長	副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）
本部員	地域創生部長 くらし・子育て担当部長 産業振興部長 地域産業担当部長 上川農業改良普及センター所長 南部森林室次長 北部森林室次長 旭川建設管理部長 上川教育局次長